

粟国村告示16号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成27年4月22日

粟国村長 新城静喜



### 企画提案競争実施要領

#### 1、業務委託の概要

- (1) 業務名 : 照喜名原地区整備基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 : 別紙仕様書
- (3) 業務委託費 : 7, 538, 000円以内（消費税込み）とする。
- (4) 履行期間 : 契約の日から平成28年3月15日まで

#### 2、業務の目的

粟国村照喜名原地区には、サンゴ等の海の生物の営みによって形成されて白く美しいウーグの浜が約1km続き、水中には豊かなサンゴ礁群落が広がり、青く透明度の高い海は、夏には帰省客や観光客などの海水浴で賑わう。その一方で、コンクリート海岸堤防が配置され、海岸防護を果たす反面、モンパノ木などの海岸林～砂浜～サンゴ礁から構成される海岸のエコトーンを分断し、ウミガメの産卵への影響が懸念され、景観・利用面の問題などを有している。今後はこのウーグの浜の有する豊かで美しい海浜の環境を保全・再生し、よりよい方策を検討、持続可能で賢明、かつ島の振興につながる観光利用や教育的利用を検討していくことが求められている。本業務は、このような背景を受け、ウーグの浜を中心とした照喜名原地区の保全・再生と持続可能な利活用の方策を明らかにすることを目的として、照喜名原地区整備事業の内容を検討するものである。

#### 3、委託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

#### 4、応募資格

企画提案書の提出者は、次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者又は複数の者による共同企業体であること。

##### 1) 単独提案者の資格

①栗国村「平成27・28年度入札参加資格測量及び建設コンサルタント等業務」に登録している者で、県内に本店又は支店等を設置している法人、委託業務の実施に当たって必要時に現場へ職員の派遣を行い調整等を行える者であること。

なお、この公募型ポータルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を企画提案参加申込書提出の締切りまでに提出すること。連絡先は「10、(1)」で定めるところに提出する。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に栗国村長が一般競争入札参加資格の際認定をしたものを除く。）

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう以下同じ 若しくは暴力団同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑤本業務の趣旨を理解し、滞りなく履行できる者であること。

## 2) 共同提案の場合の提案資格等

複数の事業者による共同企業体（JV）を結成して共同提案を行う場合には、次の事項に留意ください。

①必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した「参加申込書」「共同企業体協定書」を提出してください。

②複数のJVに所属することはできません。またJVに所属しながら自らが単独で提案を行うことも認められません。

③幹事者については、前項①～⑤に該当することが必要です。

④提出期間後に、幹事者および共同提案者を変更することはできません。

## 5、企画提案の手続き及びスケジュール

### (1) 応募の手続き

#### 1) 参加申込

・申込期限：平成27年4月24日（金）～5月1日（金） 午後5時必着

・提出書類：参加申込書（様式1）、会社概要（様式2）及び過去の実績一覧（様式3）

・提出方法：郵送または窓口への持参とする。尚、持参による受付は、執務時間中とする。

・提出先：「10、(2)」

## 2) 質問方法

- ・質問期間：平成27年4月24日～5月1日(金)
- ・質問方法：質問票（様式4）に記入のうえ、「10、(2)」に定める連絡先へファックスで提出する。件名については、「照喜名地区整備基本計画策定業務の質問」と記載する。
- ・回答方法：粟国村ホームページにおいて公開する。

## 3) 提案書提出者の選定方法及び選定基準

- ・参加申込で提示された内容等により総合的に行う。
- ・企画提案提出者を選定するための基準は以下のとおりである。
  - ①専門分野別の技術職員の状況
  - ②同種又は類似業務の実績
  - ③配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
  - ④当該業務の実施体制
- ・選定結果は、参加申込の提出者に文書で通知する。
- ・選定結果に対して異議申し立てをすることは出来ない。
- ・選定結果に関する質問には回答しない。

## (2) 企画提案書提出

- ・提出期限：平成27年5月15日(金)
- ・提出書類：企画提案応募申請書（様式5）、企画提案書及び「7、企画提案書と同時に提出を求める応募書類等」に記載しているもの
- ・提出方法：「10、(2)」に定める提出先
- ・提出方法：郵送または窓口への持参とする。尚、持参による受付は、執務時間中とする。

## (3) 企画提案説明会

- ・実施日時：平成27年5月25日（月）15時～17時
- ・実施場所：粟国村中央公民館2階
- ・実施方法：応募者による説明（プレゼンテーション15分、質疑10分程度）

## (4) 審査結果の通知

- ・平成27年5月26日（火）通知発送予定

(5) 委託契約手続き

契約は平成27年6月上旬とし、別途粟国村財務規則（昭和47年規則第1号）の規定により契約手続きを行う。

6、募集から受託者特定までのスケジュール

- ①手続き開始の公表  
4月23日（木）
- ②参加申込の提出期限  
5月1日（金）
- ③提案者提出者の選定（選定委員会開催）  
5月1日（金）
- ④選定通知及び提案書提出要請書送付  
5月1日（金） 発送
- ⑤提案書の提出期限  
5月15日（金）
- ⑥提案書の審査、受託者の特定（選定委員会開催）  
5月25日（月）
- ⑦特定結果の通知  
5月26日（火） 発送

7、企画提案書の仕様

(1) 企画提案書の形式

A4用紙（縦、横自由、20ページ以内）に印刷できる形式で作成すること。なお、企画提案書の記載に当たっては、理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用すること。

(2) 企画提案を特定するための評価基準

別表に定める評価基準、評価方法に基づき、各審査委員が行う。

1) 業務の実績

同種または類似業務の実績

2) 企画提案書

本村の現状・課題を把握し、地域特性を反映した的確な内容となっているか  
調査・分析の手法に事業成果を高めるための工夫や独創性がみられるか  
提案内容は妥当性があり、実現性が高いか  
策定計画の実施スケジュールは妥当か  
独自の企画提案があるか

3) 業務遂行

従事するスタッフは、業務を遂行するにあたって人員体制が確保されているか  
担当スタッフは有効な経歴や知識や見識を持っているか

4) ヒアリング

取組意欲及びコミュニケーション力があるか

5) 業務参考見積もり額

適正な金額となっているか

(3) 企画提案書の提出部数等

- ①提出部数は、10部とする。
- ②提出する企画提案書は1案に限る。

8、企画提案書と同時に提出を求める応募書類等（A4版）

- (1) 企画提案応募申請書（様式5）1部
- (2) その他資料 提出部数はアからエまで各1部とする。

ア 定款（写）及び登記簿謄本または登記事項（現在事項）証明書（提出から3か月以内  
正本）

イ 今回応募する業務の実施体制（担当者名、役割、所属、実務経験年数、保持資格名等）

ウ 費用内訳（任意様式、積算内訳含む）

エ 工程計画表 事業完了に至るまでのスケジュール

\*費用内訳については、契約予算7,538千円以内（消費税込み）を超えないものとする。

9、その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他の応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 企画提案書等の非公表

提出された企画提案書・審査内容及び審査経過については、公表しない。

(3) 無効について

募集要項に適合しない応募は無効とする。

(4) 企画提案内容の変更

栗国村との協議により内容の若干の変更もあり得るものとする。

(5) 著作権について

この業務に基づく全ての成果物は栗国村に帰属するものとする。

10、提出先及び連絡先

(1) 粟国村役場経済課

〒901-3792 沖縄県島尻郡粟国村字東367番地

電話：098-988-2258 FAX：098-988-2464

(2) 粟国村役場経済課 宮里

〒901-3792 沖縄県島尻郡粟国村字東367番地

電話：098-988-2258 FAX：098-988-2464